

入札（見積）にご参加いただく皆様へ

日野町総務課

### 工事費内訳書の提出について

このたびの建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、ダンピング受注の防止等のための措置として、建設業者は公共工事の入札に係る申込の際に、その金額に関わらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出するものとされました。

このことから入札参加者の真剣な見積り努力を促し、より一層の競争性を確保するため、平成27年4月より全ての工事について、入札に際し入札参加者に工事費内訳書の提出を求めることとなります。

この工事費内訳書の取扱いについては次のとおりとしますのでご協力をお願いします。

- 1、工事内訳書には、原則として別記第1号様式に定める様式を使用するものとします。  
ただし、統一様式とするのは内訳書の表紙（各項目の総括的な内容記載ページ）のみとし、その他の部分（各工種の内訳部分等）については、必要に応じて、任意様式（A4版）で作成いただき、提出をお願いします。
- 2、日野町が実施する一般競争入札・指名競争入札・見積の案件のすべてにおいて作成をお願いします。
- 3、工事費内訳書の提出については、第1回目の入札書提出時に持参し入札書とあわせて提出することとします。第1回目の入札が予定価格に達せず、第2回目の入札を行う場合の工事費内訳書の提出は不要とします。
- 4、次の（1）から（5）までのいずれかに該当する場合で、かつ、その程度が著しいときは、工事費内訳書の不備を理由として、当該入札を無効とします。
  - （1）工事費内訳書が未提出であると認められる場合
  - （2）工事費内訳書に記載すべき事項がないか又は記載が欠けている場合
  - （3）工事費内訳書の合計額と、入札書の金額が一致しない場合
  - （4）添付すべきではない書類が添付されていた場合
  - （5）記載すべき事項に重大な誤りがある場合
  - （6）その他重大な不備がある場合

お問い合わせ先

日野町総務課 財政担当

電話 0748-52-6500（直通）

FAX 0748-52-2043（代表）